

令和5年8月10日

各位

茨城県信用組合

## 県民の皆さまを犯罪被害や交通事故から 守るための取組みについて

茨城県信用組合（理事長 渡邊 武）は、このたび、令和4年5月23日付で締結した「茨城県警察と茨城県内5金融機関による『地域の安全・安心』に関する包括連携協定」に基づき、県民の皆さまを犯罪被害や交通事故から守るための取組みを推進しますのでお知らせいたします。

この取組みは、県内で多く発生している住宅侵入窃盗やニセ電話詐欺の被害防止対策、本年4月から努力義務化された自転車乗車時のヘルメット着用等について、チラシを通じて地域の皆さまに広く呼びかけ、犯罪や交通事故に対するディフェンス力の向上を図るものです。

当組合は、今後も引き続き茨城県警察と連携して、地域の皆さまの安全・安心な暮らしの実現に貢献してまいります。

### 【住宅侵入窃盗、ニセ電話詐欺防止】

### STOP! ニセ電話詐欺

**対策1** 自宅電話はいつも留守電に設定する



- ◆ 詐欺の電話は約7割が自宅の固定電話からスタートしています。
- ◆ 固定電話をいつも留守電設定にしておけば、声の録音を嫌う犯人の電話をシャットアウトできます。
- ◆ 設定後はすぐに電話をとらず、メッセージを残した信頼できる方とだけ通話しましょう。

※令和4年中のデータになります

**対策2** お金はタンス預金せず、金融機関に預ける



- ◆ タンス預金すると、現金をすぐ用意できるため、金融機関で詐欺被害を止めてもらえる機会がなくなり、大変危険です。
- ◆ 大切なお金は金融機関に預けておきましょう。

### あなたの家は大丈夫!?

住宅を狙った窃盗事件は  
**4割が無施錠**  
**5割がガラス割り**  
で被害にあっています!

**対策のポイント**

- 1 「鍵かけ」は防犯の基本です。  
二重ロックでさらに安心!
- 2 窓ガラスを強化し、  
侵入を防ぐ!



 茨城県警察  茨城県信用組合

 茨城県警察  茨城県信用組合

【自転車乗車時のヘルメット着用等】

## 安全をのせて走りだそう!



**令和5年4月 すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になりました**

茨城県警察・茨城県交通安全協会

### 自転車は車両です!

運転者には、責任や義務が伴います  
**自転車安全利用五則**を守りましょう

- 1 車道が原則、左側を通行**  
歩道は例外、歩行者を優先

自転車は道路の左側に寄って通行しなければいけません。歩行者を守る運転を。


- 2 交差点では信号と一時停止を守り、安全確認**

自転車の交通事故の多くは交差点で発生しています。必ず止まって右・左・後方の確認を。


- 3 夜間はライトを点灯**

ライトの効果は眩しさを減らすだけではなく、周囲に自転車の存在を知らせて交通事故を防止。


- 4 飲酒運転は禁止**

自転車は車の仲間。飲酒運転はもちろん、ながら運転も禁止 X


- 5 ヘルメットを着用**

自転車の交通事故で亡くなった方の多くは、頭部を損傷しています。頭を守るヘルメットをかぶりましょう。



自転車を運転するみんなは交通社会の一員です。交通ルールを守って、交通マナーを示す。安全運転ドライバーを目指し進みましょう!



茨城県警察・茨城県交通安全協会

以上

